

身体に障害のある方などの 軽自動車税の減免について（清水町）

身体に障害を有し歩行が困難な方、又は精神に障害を有し歩行が困難な方が使用する軽自動車や原動機付自転車などで一定の要件に当てはまる方は、軽自動車税の納期限の7日前までに減免申請することにより、軽自動車税の減免を受けることができます。

対象となる障害の範囲

軽自動車税の減免の対象となる身体等に障害を有し歩行が困難な方は、次の範囲の障害を有する方とします。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		障害の級別
下肢不自由		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
視覚障害		1級、2級、3級、4級
聴覚障害		2級、3級
平衡機能障害		3級、5級
音声機能障害		3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級、2級、3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級、2級、3級
	移動機能障害	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害		1級、3級、4級
じん臓機能障害		1級、3級、4級
呼吸器機能障害		1級、3級、4級
ぼうこう・直腸機能障害		1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級、2級、3級、4級
肝臓機能障害		1級、2級、3級、4級

2 知的障害のある者

- 療育手帳の交付を受けている者
- 知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書により知的障害があると判定された者

3 精神に障害がある者

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 1級、2級、3級
- 精神保健指定医の診断書により精神に障害があると診断された者

4 戦傷病者手帳の交付を受けている者

- 戦傷病者手帳の交付を受けている方も一定の範囲の障害を有する方が対象となります。

減免の対象となる軽自動車等

「身体障害者等の方が所有する軽自動車及び原動機付自転車等」又は「身体障害者等の方と生計を同じくする方が所有する軽自動車及び原動機付自転車等」について、次のいずれかに該当する場合で、身体障害者等の方1名に対し軽自動車等1台（自動車税の課税免除を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。）に限り減免対象となります。

- 歩行が困難な身体障害者等の方が運転をする者
- 歩行が困難な身体障害者等の方の通院、通学又は生業のために、その身体障害者等の方と生計を同じくする方がおおむね週1日以上運転することを継続的に行う者

減免の申請手続について

次の書類等を税務課町民税係へ提出（又は提示）してください。

- 軽自動車税減免申請書（提出）
- 減免を受ける軽自動車の車検証（提示）
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（提示）
- 運転をする方の自動車運転免許証（提示）
- 身体障害者等の方と生計を同じくする方が運転する軽自動車等については、通院、通学などを確認できる書類（病院の診察券などの提示）
- 個人番号を確認できる書類（提示）